

盛岡市監査委員告示第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成 28 年 3 月 28 日

盛岡市監査委員	工 藤 由 春
同	菊 池 秀 一
同	佐 藤 敬 三
同	八木橋 美 紀

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 27 年 12 月 25 日付け 27 盛監第 54 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 保健所に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

盛岡市監査委員 工 藤 由 春 様
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一 様
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三 様
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 27 年 12 月 25 日付け 27 盛監第 54 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項 保健所企画総務課

業務委託契約に当たり、業務の第三者委託について市長の事前承認を受けていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

業務委託契約に当たり、委託契約約定の規定に基づき適正な事務を執行するよう、課内研修会で課員への指導及び周知を行った。なお、平成 27 年度委託分については、市長の事前承認を書面により行った。

（2）原因及び再発防止策の内容

第三者委託の承認を書面により行うことを失念していたことが原因であった。

今後は、第三者委託について事前承認を確実にを行うよう、契約約定等について担当者へ周知徹底を行うとともに課内でのチェック体制の強化を図った。

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 27 年 12 月 25 日付け 27 盛監第 54 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（盛岡市保健所生活衛生課）

業務委託契約に当たり、業務の第三者委託について市長の事前承認を受けていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

業務委託契約に当たり、委託契約約定の規定に基づき適正な事務を執行するよう、課内研修会で課員への指導及び周知を行った。

なお、平成 27 年度委託分については、市長の事前承認を書面により行った。

（2）原因及び再発防止策の内容

第三者委託の承認を担当者が口頭のみで行い、書面により承認することを失念していたことが原因であった。

今後は、第三者委託について、書面による事前承認を確実に行うこととし、その他の契約事務に関する規則についても担当者への周知徹底及び課内でのチェック体制を強化し再発防止に努める。